

岡田事務所通信

令和元年 **10** 月号 (第 170 号)

社会保険労務士法人岡田事務所

〒080-2471 帯広市西 21 条南 2 丁目 21 番 13 号

TEL : 0155-33-5535 FAX : 0155-33-5604

E-mail : support@office-okada.jp

URL : <http://www.office-okada.jp/>

厚生年金の加入拡大について検討 厚労省

厚生労働省は、厚生年金に加入する短時間労働者を増やすための有識者検討会を開き、8月に公表された財政検証では厚生年金への加入拡大が将来の給付水準の底上げになるとの見通しが示され、検討会でも適用拡大を進めるべきだとの認識を改めて共有しました。現行で従業員数 501 人以上を適用範囲としている企業規模の要件をどの程度緩和するかが焦点となります。

短時間労働者の厚生年金適用は現状(1)従業員数 501 人以上の企業に勤務(2)週 20 時間以上の労働時間(3)賃金が月 8.8 万円以上などの要件を満たす人が適用の対象となっています。検討会では、焦点となっている企業規模要件の緩和について、厚生年金の保険料は労使で負担していることから日本商工会議所が「負担にも限界がある」と慎重な姿勢を強調しました。一方、「企業規模によって差がつくのは不合理だ。企業規模要件は撤廃すべきだ」との意見も出ています。

正社員の働きがい、若者で低く 2019 年版労働経済白書

厚生労働省は、2019 年版の労働経済の分析（労働経済白書）を公表しました。働きがいをテーマに雇用環境などがどのように社員のやる気に影響するかを調べました。正社員では 29 歳以下の若手ほど働きがいを感じず、役職が上がると働きがいが高まるとの結果を示しました。働きがいを高めることが人材の定着にもつながると指摘しています。

労働政策研究・研修機構（JILPT）の調査などをもとに、働きがいを 0～6 の範囲で数値化したところ、正社員全体が 3.42 だったのに対し、29 歳以下は 3.29 と全体平均を下回りました。年代が上がるほど数値は高まり、60 歳以上は 3.70 となりました。役職別で見ると「役職なし」が 3.33 と最も低く、「部長相当職以上」が 3.76 と最も高くなりました。

働きがいが高い企業ほど入社 3 年後の定着率が高まり、企業の労働生産性も上がるとしました。1 人あたりの労働生産性は働きがい低い企業では 1 時間 3390 円だったのに対し、高い企業では 4360 円となりました。職場の円滑な意思疎通や働き方の柔軟化、将来のキャリア展望を明確にすることなどが働きがいを高めるうえで有効だと指摘しています。

パワハラ防止で相談者のプライバシー保護を徹底 厚労省

厚生労働省は、職場でのパワーハラスメント（パワハラ）を防止するために企業に求める措置の骨子案を示しました。相談者のプライバシー保護を徹底することなどを明記し、こういった言動がパワハラにあたるかなどを今後詰め、年内にも指針として公表します。パワハラ防止を義務付ける法律が 2020 年 4 月から大企業に適用されるのに対応します。

パワハラへの企業の対応について「講ずべき措置」と「行うことが望ましい取り組み」の 2 つに分類し、講ずべき措置には相談者のプライバシー保護や、適切に対応する体制整備などを盛り込みました。また望ましい取り組みとして、就活生など直接の雇用関係にない相手に対する言動などにも配慮するよう求めています。



- 北大のイチョウ並木 -

◆ ご存知ですか？ ◆ 【健康保険被扶養者認定における収入要件】

健康保険制度（協会けんぽ）において被保険者の被扶養者になるための生計維持要件として同居の場合は被扶養者の年収が130万円未満でかつ被保険者の年収の半分未満であることが必要となります。ただし被保険者の年収の半分以上であっても被保険者の年収を上回らない場合は総合的に生計維持関係を判断し、被扶養者になれる場合もあります。別居の場合は年収が130万円未満でかつ被保険者からの仕送り額（援助額）より少ないときに被扶養者になれる。なお被保険者との続柄によっても同居・別居の条件が変わります。

※認定対象者が60歳以上、または障害者の場合には上記年収要件130万円未満が180万円未満となります。

事務所より

あっという間に秋の気候となってきた十勝ですが、たまに残暑を感じる暑い日があっても吹いている風が夏の熱い風ではなく爽やかな秋風の日が多くなりました。10月に入ると冬の到来も少しずつ頭によぎりますが、この十勝の過ごしやすい季節はドライブシーズンでもありますので、雪が降る前に遠出を楽しみたいものですね。

全国的に人手不足の状況が続いていますが、十勝でも7月の求人倍率が過去最高の1.45倍となり、業種を問わず労働者が足りない状況が続いています。求人を行う際の媒体についてはハローワーク、新聞広告、求人雑誌、ネット等ありますが、どれも特徴があり、会社の状況や求人内容に合わせた求人方法を取るようになるかと思います。それらの媒体の求人内容を見ますと、業種ごとに賃金等についてそれほど差異はなく、その他の項目、特に残業時間の有無や休日の多さ、有給休暇の消化率、さらには育児休業や介護休業の取得状況等が判断基準として見られている傾向があるように思います。こういった賃金以外の労働条件や福利厚生について見直してみることも今後の人材確保に必要な事項となってくるかと思います。

業務内容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

先月号でもお伝えしましたが、10月3日より北海道の最低賃金が861円になります。時給者だけでなく月給、日給者の方についても月や1日の所定労働時間で時給額を算出し、最低賃金を割っていないかの確認が必要となりますので、ご注意下さい。又、健康保険の被扶養者資格の再確認について協会けんぽの方から確認書類が送られると思いますので、こちらについては事業所でご提出いただくものですが、記入内容や記載方法等でご不明な点等ありましたら、弊社までご相談ください。

